

## 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。

第10条第2項中「において準用する給与条例第28条第4項」を削る。

第14条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第7条第1項」を「第7条」に、「に100分の2」を「に100分の5を超えない範囲内において市規則で定める割合」に、「その者」を「当該職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

（特定日以後における給料の取扱い）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項

及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置としてこの条例その他の条例の規定において異なる給料月額の設定がある場合は、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第 号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月

額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1中

「

再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	を
----------------	--	---	---	---	---	---	---

」

「

定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円	に、
--------------------------------	--	---	---	---	---	---	----

」

「

再任用職員		225, 200	271, 100	298, 100	324, 400	405, 200	を
-------	--	----------	----------	----------	----------	----------	---

」

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	225,200円	271,100円	298,100円	324,400円	405,200円

改める。

別表第2中

再任用職員以外の職員	円	円	円	円	円	円
------------	---	---	---	---	---	---

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	円	円	円	円	円	円
--------------------	---	---	---	---	---	---

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700円	215,200円	255,200円	274,600円	289,700円	315,100円

改める。

別表第3中

「

再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
------------	--	---	---	---	---	---	---

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---	---	---

に、

」

「

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700円	215,300円	243,500円	256,900円	282,100円	322,800円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第17項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改

正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第3項に定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。